

島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）規程第9条に基づき、審査会の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

(議案の提出)

第2条 審査会に提出する議案があるときは、関係資料を添えてあらかじめ審査会の庶務へ提出するものとする。

(審査手続)

第3条 提出された議案は、別に定める幹事会の審理を経て審査会に提出するものとする。

(幹事)

第4条 審査会の幹事は、次の各号の職にある者をもって充てる。

(1) 総務部営繕課長

(2) 防災部消防総務課長

(3) 農林水産部農林水産総務課長

(4) 土木部土木総務課長、技術管理課長及び建築住宅課長

(5) 企業局経営課長

(幹事会議)

第5条 幹事会を置き、必要に応じて議長が招集するものとする。

2 幹事会の議長は、土木部土木総務課長をもって充てる。

3 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ会議を開催できない。但し、やむを得ず幹事が出席できない場合は、幹事を補佐する職にある者に代理させることができるものとする。

(会議の特例)

第6条 審査会が開催し難いときは、議案の回議により審査会の審理に代えることができるものとする。

2 指名停止、指名回避等の事案の審査に関する議案の回議については、副会長が専決することができる。ただし、議案の内容が特に重要であると認められる場合を除く。

(会議の省略)

第7条 審査会において審理の終了した議案については、各部局の回議は必要としないこととする。この場合、審査会の庶務において起案し、土木部長を経由して事例により知事若しくは当該議案の所管部局長の決裁とする。

(委任)

第8条 その他、運営に関し、必要な規程は、幹事会において決定するものとする。